

滑川野球スポーツ少年団規約

- 第 1 条 (名 称) 滑川野球スポーツ少年団と称し、事務所を団長宅におく。
- 第 2 条 (目 的) 少年にスポーツを通して、心身の健全と育成をはかる。
- 第 3 条 (団 員) 小学 1～6 年生で、希望者は誰でも団員になることができる。
- 第 4 条 (組 織) 本団は、滑川学区を本部とする。
- 第 5 条 (顧 問) 本団に、顧問を置くことができる。
- 第 6 条 (役 員) 次の役員を置き、その任務は下記の通りで任期は 1 年とする。
但し、留任は妨げない。

会 長 1 名	副会長 1 名	団 長 1 名	副団長若干名
幹事長 1 名	副幹事長 2 名	会 計 1 名	書 記 1 名
会計監査 2 名	幹事若干名	は、そのつど選出する。(臨時)	

1. 団長は、団員及び指導者と育成者を統括する。
2. 副団長は、団長を補佐し、団長不在の時は、代理することもありえる。
3. 幹事長は、育成会を統括する。
4. 幹事は、常に幹事長を補佐し、団の円滑をはかる。

- 第 7 条 (指導員) 地域住民の中から適任者若干名を、団長が委託し団員の指導にあたる。
- 第 8 条 (会 議) 次の会議を設ける。会議は過半数で成立し、その内容は下記の通りとする。

総会、役員会 (団長、三役、指導員)、幹事会、指導員会

1. 総会は団員保護者、幹事、指導員を以って構成し、毎年決算報告の承認、新役員の紹介を行う。
2. 役員会は、三役、指導員を以って構成し、必要に応じて開くことができる。また、運営全般に関する立案を行う。
3. 幹事会は、三役および幹事を以って構成し、運営全般に関する決議を行う。

- 第 9 条 (入退団式) 入団式は毎年 4 月とし、退団式は 3 月に行う。
- 第 10 条 (経 理) 団員の会費年からの補助金 (県大会出場以上) その他の寄付金を以って運営にあたり、年度は 4 月より翌年の 3 月までとする。
- 第 11 条 (付 則) 団員、指導員における弔事については、下記の通りとする。

- | | | |
|---------|--------------------|-------------|
| 1. 死 亡 | (イ) 本人死亡 | 香典 10,000 円 |
| | (ロ) 両親 (実) および同居家族 | 香典 3,000 円 |
| 2. お見舞い | 本人 1 ヶ月以上入院した場合 | 3,000 円 |

- 第 12 条 本規約は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

以 上